

## 「茨田堤」の比定地について

上遠野 浩 一

- I. はじめに
- II. 「伝茨田堤址」について
  - (1) 古代の地表面と遺跡分布
  - (2) 古川について
  - (3) 築堤時期の推測
  - (4) 「茨田屯倉」との関連
- III. 茨田堤
  - (1) 史料に見える「茨田堤」
  - (2) 位置比定
    - ①各説
    - ②「茨田故堤」について
    - ③地形と条里
    - ④「茨田屯倉」
  - (3) 「茨田堤」の範囲
- IV. おわりに

### I. はじめに

古代「茨田堤」をどこに比定するかについては、近世地誌（『河内志』<sup>1)</sup>、『河内名所図会』<sup>2)</sup>以来なされてきている。近代には『大日本地名辞書』<sup>3)</sup>、『河内九個荘村郷土誌』<sup>4)</sup>（以下『郷土誌』）が、戦後『寝屋川市誌』<sup>5)</sup>、近年では角林文雄<sup>6)</sup>、表口喜嗣<sup>7)</sup>、『大阪府の地名II』<sup>8)</sup>、『国史大辞典』<sup>9)</sup>などにおいてもそれぞれ考察が行われている。これらの論にはそれぞれ頷ける部分も少なくないが、いずれも地形の復原や分類を行わずに論をすすめている点、不完全の感が否めない。大阪平野全体の

地形形成過程については市原実・梶山彦太郎の示した5葉の図版<sup>10)</sup>をベースに考えなければならないが、この図版自身も淀川下流部の地形形成については、かなり大まかな考察であり、そのまま利用することには躊躇がある<sup>11)</sup>。古代淀川左岸地形の復原に関しては、服部昌之<sup>12)</sup>、高木勇夫<sup>13)</sup>、日下雅義<sup>14)</sup>らの業績がある。服部は空中写真の分析から、旧河道を中心に復原を行っているが、そこに描かれた旧河道が果たしてどの時代のものであるかが判明しない。高木の分類図は等高線の高低が時代の旧新を表すとしたもので、沖積層を時代順に4つに分類するなど、本稿も多くの示唆を受けたが、縮尺が曖昧で、等高線図にも疑問な点があり、かなりの修正が必要である。日下の「6-7世紀ころの摂津・河内・和泉の景観図」は大変具体的で、市原・梶山の図版の誤りも多く修正されているが、河内湖の湖岸線と寝屋川と古川の流路について疑問がある。この点については本論の中でふれる。河内平野の地形分類は、国土地理院<sup>15)</sup>、大矢雅彦<sup>16)</sup>らが行っている。この2者の分類図はほぼ一致しており、大変有効ではあるが、現在の地表面の分類図であり、本稿の論ずるところとは少しずれる。

本稿では、国土地理院が発行している「地盤高図」<sup>17)</sup>から1m間隔の等高線をトレースし、これをベースマップとして、主要河川と遺跡分布を記入してみた（図1）。この図か

キーワード：「茨田堤」、「茨田屯倉」、「茨田故堤」、「茨田堤樋」、「茨田池」

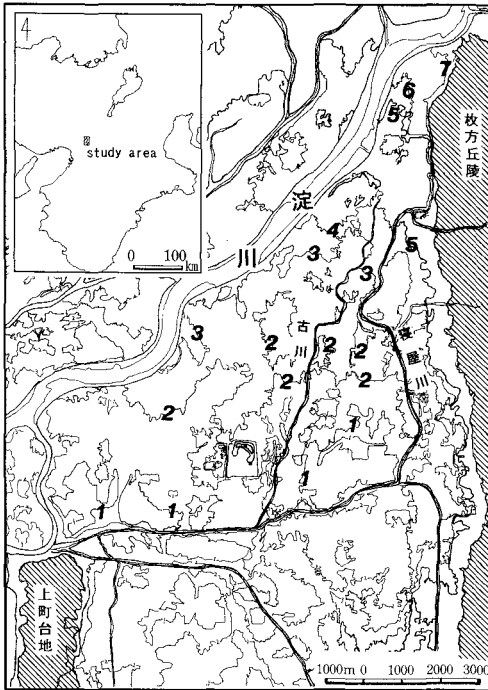


図1 等高線図(数字は標高)

国土地理院「地盤高図」5万分の1(1990年)による

ら、河内湖の古代におけるおおよその北岸線、逆に言えば古代において陸化していた面がどこかを推測できると考える。

一方、大阪府門真市宮野町には「伝茨田堤址」(図2-ケ)といわれる土塁が残っている。高さ1メートル強の土塁が延々数十メートル続き、土塁上には式内堤根神社に比定される神社が鎮座している。従来あたかもこれが『古事記』<sup>18)</sup>(以下『記』)『日本書紀』<sup>19)</sup>(以下『紀』)及び『続日本紀』<sup>20)</sup>・『続日本後紀』<sup>21)</sup>に見える「茨田堤」のごとくいわれてきた<sup>22)</sup>が、この土塁がはたして『記』『紀』その他文献に見られる「茨田堤」であるかどうか、大変疑わしい。現在この土塁は、伝承に基づいて大阪府の指定史跡となっはいるが、文献、地形、発掘調査その他の点からもこれが古代堤であることを証明できず、あくまで伝承の範囲を出ていない。

本稿では、地形分析・地形復原と文献史料・考古資料を合わせて、「伝茨田堤址」が

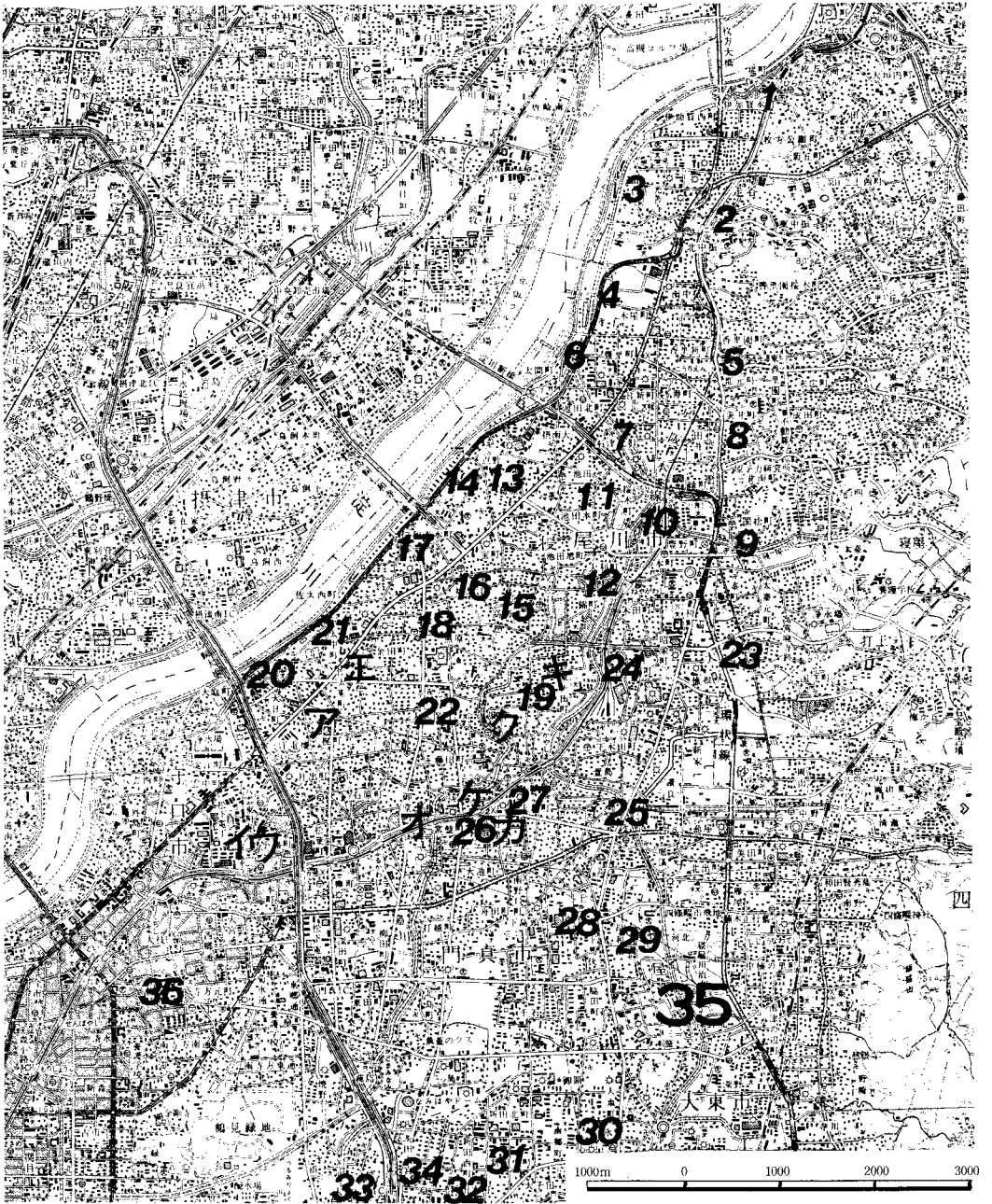
「茨田堤」跡ではないことを論じたのち、古代「茨田堤」の位置比定を行うことを目的とする。

## II. 「伝茨田堤址」について

### (1) 古代の地表面と遺跡分布

図1は淀川下流域の1メートル単位の等高線図に、淀川と古川と寝屋川を重ねたものである。図中の数字は標高を示す。この図中央部よりやや南部にある高まりは鶴見新山で、近年になってからできた地形である。この図から、古川・寝屋川の蛇行は標高2メートルと3メートルの間の面で起こっていることがわかる。また空中写真からは蛇行面以上の標高の地域において旧河道がいくつか検出されるが<sup>23)</sup>、標高2メートル以下の面では長期的な旧河道は見いだされないことから、古代までさかのぼる氾濫原とは現在地表面の標高2～3メートルの地域までであることが読み取られる。

図2は、国土地理院5万分の1地形図「大阪東北部」に關係地名〔□は『和名類聚抄』(以下『和名抄』と略す)「茨田郡」に見える地名〕と、古代遺跡の所在を入れたものである。各遺跡についてみると、図中アの「梶遺跡」からは6世紀初頭の形象埴輪が多数出土し、帆立貝式前方後円墳であることが判明している。図中イの「西三莊八雲東遺跡」<sup>24)</sup>は弥生時代から中世にかけての遺跡で、古墳時代から平安時代前半にかけては遺物が少なく、集落は縮小したか移転したことが考えられるが、平安時代後期からは遺物も増え、活発な活動が想定できる。図中ウの「橋波口遺跡」は縄文時代から近世に至る複合遺跡であるが、ここからは奈良時代の甕棺墓が出土<sup>25)</sup>した。図中エの「大庭北遺跡」は6世紀後半の円墳で、中世において削平され、耕地化された遺跡で<sup>26)</sup>、古代から中世にかけて遺物を出土している。図中オの「普賢寺遺跡」<sup>27)</sup>(6世紀初頭)からは伊勢齋宮跡出土のもの



- 1 伊香 (伊加賀) 2 佐太? (蹠跽) (枚方説) 3 出口 4 木屋 5 郡 6 太間 7 石津  
 8 三井 9 幡多 (秦?) 10 平池 (4~10 友呂岐) 11 池田 12 大利 13 葛原  
 14 点野 15 高柳 16 対馬江 17 仁和寺 18 黒原 19 神田 (11~19 九個荘)  
 20 大庭 21 佐太? (守口説) 22 大窪 (大久保) 23 高宮 24 木田 25 堀溝  
 26 大和田 27 鳥頭 28 馬伏 29 岸和田 30 氷野 31 新田 32 諸福 33 安田  
 34 下 (26~34 八箇所) 35 旧深野池 36 高瀬  
 ア 梶遺跡 イ 西三荘・八雲東遺跡 ウ 橋波口遺跡 エ 大庭北遺跡 オ 普賢寺遺跡  
 カ 大和田遺跡 キ 神田東後遺跡 ク 中神田遺跡 ケ 伝茨田堤址

□ は『和名抄』「茨田郡」に見える地名

図2 関係地名図

国土地理院 5万分の1地形図「大阪東北部」(1998年)

酷似する墨書土器が発見されている。図中カの「大和田遺跡」<sup>28)</sup>からは銅鐸三個が出土している。これらの遺跡がのる面は、淀川沖積低地における先史時代以来の生活空間であることは認められる。これらの遺跡はすべて標高2～3メートルの位置にあり、先に見た古代からの氾濫原とみた標高と一致する。逆にいえばこのラインは古代における人々の生活の場と開発の南限である。ただ8世紀には一時的な海退現象（寒冷化によって地下水位が下がった時期）があり、河内湖が全体に縮小し、開発の対象は広がった可能性はある<sup>29)</sup>が、遺跡は2メートル未満の面には存在せず、人々の生活空間に適さなかったことが推測される。近世半ばまで河内湖の痕跡をとどめていた深野池と新開池は、前者が生駒山地に近い部分の2メートルライン未満付近に、後者が深野池の少し西よりの1メートル以下のライン付近に存在していた。これらの池のあった場所は、近代の地盤沈下も相俟って、現在でも河内低地の中で最も低い標高を示す。

## (2) 古川について

「伝茨田堤址」は図2-ケの位置にあり、上記遺跡群と同じ標高面に並び、現在では蛇行した古川の堤防を形成している。古川とは太間を起点とした淀川分流が、さらに二派に分かれ、西側の低湿地帯を流路にとった一派である（もう一派、東側の山麓沿いを南下する流れは現在の寝屋川である）<sup>30)</sup>。古川は西側の低湿地帯を流れていたことからクリークとしての機能を持っていたことが推測される。近世初頭に「文禄堤」が築かれたとき、分流が断ち切れ、分流路は農地となったが、悪水路の必要性から、池田の喜多吉勝が古川を整備したという伝承がある<sup>31)</sup>。これを証明する史料は見つかっておらず、喜多吉勝という固有名詞の真偽は不明ながら、状況から判断するならば、伝承はおおまかには是認できると考えている。以下その理由を述べる。

現在の寝屋川に沿うように二十ヶ用水路が流れており、これは寝屋川が「文禄堤」以前は用水路として機能していたことを示す。空中写真からは太間から平池にかけて耕地化された旧分流筋が旧河道として観察され、現在の平池の北あたりで二派に分かれていたことが読み取られる。分流旧河道と見なされる池田と太間の村界あたりには「川」「上古川」「下古川」「新田」などの小字名が細長く平池付近までつながって見え<sup>32)</sup>、これら小字名が残る位置と空中写真から観察できる旧河道はほぼ一致する。「文禄堤」以後、旧分流筋には二十ヶ用水路が通され、断絶した分流を復活させ、用水確保を行った。

一方、古川は二十ヶ用水路とはつながらなかったが、これは二十ヶ用水路より下流の村々がそれぞれに淀川に樋門を通し、用水を確保したことによる。ここでの悪水を排出するためのクリークはどうしても必要であった。このクリークとは、かつての分流筋からさらに西側に分かれた低湿地側の流路（＝古川）のほかは考えられない。古川が悪水路として管理されつづけていたことは、近世の古川にまつわる史料が繰り返し語るところであり<sup>33)</sup>、これらは「文禄堤」以降、古川の性格を物語るものである。九個荘地区の悪水路は近世以降に改めて整備され、喜多吉勝という固有名詞はともかくとして、「文禄堤」以降の古川整備伝承は是認できるであろう。

古川がクリークとしての機能を持ち始めたのはいつ頃からであろうか。『行基年譜』<sup>34)</sup>「天平十三年記」に「古林溝」が見え、これが現在の古川筋と見られる<sup>35)</sup>。行基は低湿地の排水を目的に、淀川分流路をクリークとして整備したと考えられ、そのような機能を持ち、かつ3200丈という長大な溝は、古川以外には考えられない。古川は海拔2～3メートル付近を蛇行しながら流れるが、先述のようにこの蛇行面が古代以来の氾濫原とみられ、ほとんど高低差のない面を流れる河川が

蛇行することは自然な現象である。それに対し門真市古橋以南は蛇行せず、ほぼ南南西の方向にまっすぐに流れる。このことは、古橋以南が比較的最近まで河内湖底であって、古川はここに鳥趾状三角州を形成しながら徐々に陸化をすすめていったこと、陸化後は相当の管理を受けていたことを示す。『行基年譜』はその管理の一端を文献上明らかに示したものである。行基の整備した範囲は明らかにはならないが、「天平十三年記」に記された長さから見ると、ほぼ現在の古川全流路にあたるほどの距離である。行基の開発は8世紀の海退期<sup>36)</sup>に乗じて行われたと考えられるが、古川とはこの時期の河内湖の後退と開発によって、8世紀段階から淀川左岸低湿地帯に整備されたクリークと見なされる。

### (3) 築堤時期の推測

「伝茨田堤址」は、現在明らかに古川の堤防の一部をなしている。ほぼ2メートル強の

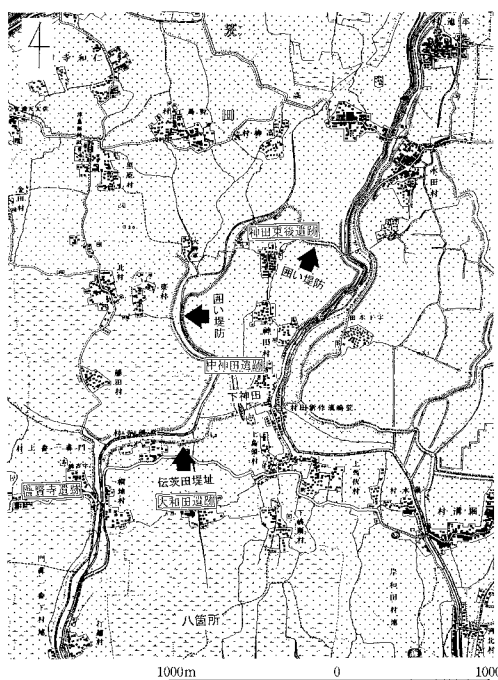


図3 伝茨田堤址付近図  
陸地測量部 仮製2万分の1「星田」  
(1886年測量1888年製版)

地盤の上に1メートル程度の小高い土塁が東西に数十メートルにわたって連続し、堤の上には式内堤根神社に比定される神社がある。

この土塁は、古川が南から西に大きく蛇行する部分の堤防である。図3は「伝茨田堤址」付近の地形図(1886年仮製2万分1「星田」、陸地測量部)である。この図から「堤址」が古川堤防の一部をなしていることは明らかである。古川は「伝茨田堤址」より少し上流、<sup>しもかみだ</sup>下神田(寝屋川市神田の南に位置する)付近では最も大きく蛇行し、かなりの川幅をとる。「伝茨田堤址」はこの大きな川幅を形成する堤の延長線上にある。このことから、この堤は古川の蛇行がかなり進んでからつけられた堤であること、いわば蛇行する古川の流路を固定化したものであることが読み取られる。またこの堤は少し上流の神田の「囲い堤防」<sup>かみだ</sup><sup>37)</sup>の延長線上にある。築造時期はこれとの関連を考えなければならない。神田の「囲い堤防」とはいわゆる輪中堤防で、これがいつ頃できたとの記録も伝承もなく(寺前治一は近世であろうとする)<sup>38)</sup>、詳細は不明である。神田地域での発掘事例は多くはないが、平安時代の遺跡(神田東後遺跡)<sup>39)</sup>、中世鎌倉時代の遺跡(中神田遺跡)<sup>40)</sup>が知られている。地形と周囲の遺跡から見る限り、この輪中堤防を古代にさかのぼらせる材料はない。さらにこの「堤址」そのものの発掘調査は、これが古代の堤跡であるということには否定的である。1982年に門真市教育委員会によって神社の西側が一部発掘調査<sup>41)</sup>されている。その際、室町時代初期の木組み遺構が出土し、その上の層から古墳時代の遺物包含層は認められたものの、ここが古代の「茨田堤」の跡であることを明確に示すものは出土していない。これが仁徳『記』『紀』もしくは『続日本紀』、『続日本後紀』に見える「茨田堤」かどうかの証拠は発掘されていない。

### (4) 「茨田屯倉」との関連

このことは『記』『紀』に記された堤と茨田屯倉の関係がこの「堤址」周辺に見いだされないことから裏付けられる。次章でも述べるように、『記』『紀』を読む限り、堤と屯倉はセットで考えられなければならない。『記』『紀』は堤ができた結果として屯倉が開発されたとしているのである。この土塁が古代「茨田堤」であるとすれば、堤が守るべき土地、つまり「茨田屯倉」がこの堤の外側（左岸＝南側）にこそ広げなければならぬが、遺跡の状況は南側に屯倉の存在を示してはいない。『和名抄』に見える地名もこのあたりに比定すべき地名が見あたらず<sup>42)</sup>、古代の記録には見えない。室町期に「八箇所」という地名が現在の門真市の古川左岸一体を指す庄園の総称として記録に見え<sup>43)</sup>、中世には開発の対象とされ、広大な耕地となったことは推測されるので、中世段階での築堤は大いに意味がある。中世より前の「八箇所」は、行基の時代に海退期に乗じて一時開発された可能性はあるが、その後再び湿地帯に転じ、中世期までに淀川分流（古川）の運ぶ土砂によって徐々に埋め立てられたものと見られる<sup>44)</sup>。屯倉が存在した7世紀以前にここに大規模な開発による耕地は想定しにくい。「堤址」周辺が開発されるのは中世以降であろう。古代においてここに堤を造る動機は薄い。

### Ⅲ. 茨田堤

#### (1) 史料に見える「茨田堤」

それでは『記』『紀』に見える「茨田堤」とはどこに想定されるべきであろうか。

「茨田堤」に関しては『記』仁徳段、『紀』仁徳十一年条にかなり詳しい記述がある。以下煩雑であるが引用する（訓読は岩波古典文学大系による）。

#### ①『紀』仁徳十一年夏四月戊寅朔甲午

「群臣に詔して曰はく、『今朕、是の國を視れば、郊も澤も曠く遠くして、田圃

少く乏し。且河の水横に逝れて、流末駄からず。聊に霖雨に逢へば、海潮逆上りて、巷里船に乗り、道路亦泥になりぬ。故、群臣、共に視て、横なる源を決りてとのたまふ。

冬十月に、宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて西の海に入る。因りて其の水を號けて堀江と曰ふ。又將に北の河の滂を防かむとして、茨田堤を築く。」

#### ②『紀』仁徳十三年秋九月

「始めて茨田屯倉を立つ。因りて春米部を定む。」

#### ③『記』仁徳段

「又秦人を役して茨田堤及茨田三宅を作る。又丸迹池、依網池を作り、又難波之堀江を掘り海に通じ、又小橋江を掘る、又墨江之津を定む。」

①の記事は、上町台地東岸が不毛の湿地帯であること、長雨によって川の水が湛水する様子が記されている。この地は「長柄船瀬」（『住吉大社神代記』<sup>45)</sup>に見える）などの地名が示すように、もともと舟が停泊する入江であったと考えられ、長く農耕には適さなかった場所なのであろう。「宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて西の海に入る」とは、仁徳の難波宮が乗る上町台地の北に付着する天満砂堆を東西に切って、上町台地東辺に溢れていた水を大阪湾に流すという工事であった。「因りて其の水を號けて堀江と曰ふ」の「堀江」とは、天坊幸彦によって天満川、すなわち今の太閤川に比定されており<sup>46)</sup>、これは首肯される。同時に「又將に北の河の滂を防かむとして、茨田堤を築く」とあるので、太閤川の開削と同時に「茨田堤」築造が進められたことがわかる。そのあと杉子の絶間の伝承が語られるが、この「絶間」とは寝屋川市太閤付近に比定されている<sup>47)</sup>。1947年米軍撮影の空中写真からはこの太閤付近から分流河道が見いだされ、この分流は、豊臣秀吉の「文祿堤」によって断ち切られたとの伝承が

正しいことを裏付ける<sup>48)</sup>。「文禄堤」以前にはこの分流の存在を前提に考えなければならない。

『記』『紀』に見える、河内平野の氾濫から「茨田堤」築造にいたる記事によって、実際に大規模な堀江の掘削・堤の築造が行われたと見てよいであろう。築造時期の特定はできないが、この堀江掘削と堤築造の結果、②の「茨田屯倉」の成立記事があると見るべきである。文脈上、淀川排水が良好となることによって上流部に築堤が可能となり、「茨田堤」築造がおこなわれ、洪水の被害が緩和されて開発がなされ、「茨田屯倉」が成立した、と読まなければならない。逆に「茨田屯倉」の存在が確実であるならば「茨田堤」も存在していたと考えてよからう。③の『古事記』の記事は、この堤と屯倉が『紀』よりもっと明瞭に結びついている。これらの記事から、淀川排水良好化・堤築造・屯倉の成立という文脈が認められる。「茨田屯倉」に関しては、『紀』宣化元年に次のような記述が見られる(訓読は岩波日本古典文学大系『日本書紀下』による)。

#### ④『紀』宣化元年夏五月

「夏五月の辛丑の朔に、詔して曰はく、『・・・故、朕、阿蘇仍君(未だ詳ならず)を遣して、加、河内國の茨田郡の屯倉の穀を運ばしむ。蘇我大臣稻目宿禰は、尾張連を遣して、尾張國の屯倉の穀を運ばしむべし、物部大連麩鹿火は、新家連を遣して、新家屯倉の穀を運ばしむべし、阿倍臣は、伊賀臣を遣して、伊賀國の屯倉の穀を運ばしむべし。官家を、那津の口に修り造てよ。』(傍点筆者)

傍点を施した「茨田郡」の部分は『紀』編者の述作であろう。郡の成立は大化以降を待たねばならず、宣化元年に茨田郡が成立していたとは考えられないからである。これはともかくとして、6世紀前半頃には茨田地域に屯倉があったことを確認できる史料である。屯

倉の存在は、上記のごとく「茨田堤」との関連で捉えられなければならないから、屯倉の存在は同時に屯倉を守るべき堤の存在を確実なものとする。繰り返すが、「茨田屯倉」と「茨田堤」の維持管理は連動している。堤の維持管理は堤が守る地域の収穫を保証することが目的である。「茨田堤」に関しては、堤の決壊・修築記事を合わせて『続日本紀』と『続日本後紀』に数度<sup>49)</sup> ずつ見えるが、これらの記事は「茨田堤」の位置を特定するものではないものの、時の政権の手によって堤が維持されてきたことが知られる。権力が堤の改修を行うのは、堤に守られた地域が穀倉地帯であるという認識があるからで、奈良時代以降の茨田地域に屯倉の系譜を引く直轄地の存在を示唆する。

## (2) 位置比定

### ①各説

『地名辞書』や『(旧)寝屋川市誌』は淀川本流沿いに枚方から大阪市旭区に至る長大な堤防を想定している。『(新)寝屋川市誌』は分流と本流の両方につけられた堤全体の総称で守口市と旭区の境界にある剣繩手(こさづま)がその一部というが<sup>50)</sup>、その根拠は何も示されていない。角林は「茨田屯倉」を寝屋川市香里(郡)と比定した上で、「茨田堤」はこの付近に求められるとした<sup>51)</sup>。筆者の見解はこれに近い。表口は、本流沿いの大阪市都島付近までと、「伝茨田堤址」や式内堤根神社を根拠に古川沿いの門真市北島に至る部分の2派に想定している<sup>52)</sup>。『大阪府の地名』は「茨田故堤」説(後述)と「伝茨田堤址」説を併記し<sup>53)</sup>、『角川日本地名大辞典 大阪府』は淀川の支流・本流につけられたものとする<sup>54)</sup>。

『地名辞書』等の唱える、枚方市から旭区に至るとする説は、近世地誌<sup>55)</sup> において「強頸の絶間」が大阪市旭区に比定されていることを根拠とする。この地は現在でも「強頸の絶間」の有力な比定地であるが、近世地誌の

記述は、位置比定を行う上で一つの材料を提供するものであるとしても、地形・条里・遺跡などの点から検証されなければならない。「強頸の絶間」については、この検証は行えない<sup>56)</sup>。今のところ、旭区に「強頸の絶間」を比定するには材料に欠ける。また分流（古川）沿いの「伝茨田堤址」がこれにはあたらないことは先に述べたとおりである。

### ②「茨田故堤」について

『河内志』・『河内名所図会』は、「茨田故堤」について触れ、伊加賀から太間・池田（寝屋川市）に至る故堤を古代茨田堤の痕跡とする<sup>57)</sup>。近世から近代にかけて、淀川本流から分流にかけて「茨田故堤」といわれたものが存在していたようである。この故堤は現在ではすでに失われ、その位置は確認できない。『郷土誌』は「茨田故堤」について、「太間から池田石津間を経て大利の墓地に達する堤防で、明治の初年迄はその名義を留めていた。今日では池田下村の野神様の南方から大利の墓地に至る間だけが残っている」としている<sup>58)</sup>。『郷土誌』が編纂された昭和十年代にはこの「故堤」を実際に観察できたようである。ただし1947年の空中写真（米軍撮影、約14,000分1）では堤のような連続したものは検出されず、わずかに点在するものが、もしかしたらそれらしいと見える程度である。それが「茨田故堤」かどうかは確証はもてなかった。しかし直木孝次郎は1963年にこの地を調査し、多数の堤防跡らしき土塁を見出している<sup>59)</sup>。

これらの地誌の見解、及び直木の観察によれば、「茨田故堤」とは枚方市伊加賀から寝屋川市池田・大利方面に残存していた。そして各地誌および直木は、「茨田故堤」を古代の「茨田堤」に比定している。

### ③地形と条里

筆者もこの説に与するものであるが、理由を以下に述べる。

第一点は地形である。寝屋川市太間付近で

淀川は分流していた。「茨田故堤」のあった場所とは、本流から分流にかけての左岸地域に位置し、東を枚方丘陵で囲まれ、西は淀川が流れ、河内平野の北の端にあたる。地形的に言えば、最も早く陸化し開発が行われた地域である。すなわち、かつての河内湖が淀川の土砂によって埋められていった最初の地が枚方市伊加賀から寝屋川市友呂岐（木屋・太間・平池・郡・石津・三井を友呂岐村と言った）にかけての地であり、「茨田故堤」はここに存在していたのである。仁徳『記』『紀』以来の茨田地域の開発とは、先に述べたように、難波堀江の掘削によって、流れのよくなった上流部に対して「茨田堤」を築造し、その結果淀川氾濫が抑えられ、屯倉が設定されたという文脈で理解すべきである。淀川が最初に陸地形成を行った場所すなわち伊加賀から友呂岐にかけての地域に「茨田故堤」が存在していたという事実は、「茨田故堤」が古代「茨田堤」である可能性が高いことを物語る。

第二点は、この地域には大変きれいな条里地割が残存していることである。条里そのものはそれほど古くさかのぼるものではなく<sup>60)</sup>、せいぜい9世紀から10世紀以降にひかれたものである。「茨田堤」と条里は直接的には結びつかない。しかし、条里がひかれた頃、すでに「茨田堤」は存在していたことは確実であるので、条里の残存要因に「茨田堤」が寄与していることは容易に考えられる。

この地域の条里を概観すると、現存する畦畔の坪並は一辺約109メートルで、東に約3度振っている。条里遺存地名は文献の上からは確認できない<sup>61)</sup>ため、条里坪並の正確な復原は難しい。しかし枚方法務局所蔵の旧土地台帳にはいくつかの坪地名が小字名として残っており、枚方市役所所蔵の字切り図（地籍図）記載の小字名及び先述の寝屋川市史編纂課編の『寝屋川市小字地図』を手がかりに茨田郡の条里坪並は一応復原可能であると考



える。それでも残存小字名が少なく、条里復原を試みた大越勝秋も自らの見解が何回も揺れている<sup>62)</sup>。新版の『寝屋川市誌』は条里についてかなり多くページを取って復原図を示し<sup>63)</sup>、最近では小島博子<sup>64)</sup>が『寝屋川市誌』説をふまえた上での復原を試みている。筆者も復原案を考えてみたが、なお疑問は残る<sup>65)</sup>。

この条里の残存に、「茨田堤」が寄与していることは、『六国史』に散見される「茨田堤」改修記事から推測できる。堤の改修と農地の維持管理は連動するはずであるから、条里の残存と「茨田堤」は一体と考えなければならない。近世には「文祿堤」が築かれるが、それ以前の堤の記録とは「茨田堤」以外になく、決壊・修復を繰り返しながら「茨田堤」は近世初頭まで機能してきたのだろう。「茨田堤」が仁徳期に実際に築かれたかどうかは別として、堤はここに条里が設定された9世紀以降においてもなお存在し続け、結果的には後世にわたってこの条里を守ってきたといえる。

このような地形・条里地帯の中に近年まで残存してきた土塁（＝「茨田故堤」）とは、堤防以外にその意義は見いだされない。近世には文祿堤によってその機能は失われてしまったが、近世地誌の伝える土塁（＝「茨田故堤」）が古代の「茨田堤」の名残である可能性は高い。

以上、枚方市伊加賀から寝屋川市友呂岐に至る、淀川本流左岸と寝屋川市太間から分かれる分流左岸に沿った地域にかつて残っていた「茨田故堤」こそが、『記』、『六国史』に見える「茨田堤」の名残であると見たい。

#### ④「茨田屯倉」

「茨田堤」がこの地に想定されるのであるならば、仁徳『記』『紀』の記事から、「茨田堤」に守られた地域にこそ、「茨田屯倉」は比定されなければならない。先に述べたように、「茨田故堤」の存在する枚方市伊加賀か

ら寝屋川市友呂岐に至る地域は最も早く陸化し、開発が行われた地域であると見てよく、ここに屯倉が設定されたと考えることは何ら矛盾を生じない。ここに設定された屯倉のちに条里に継承されたと考えられるのではないか。「茨田堤」は、屯倉廃止後も、条里がひかれた後もここに存在し続け、地割りを維持し続けることに貢献してきたのである。

「茨田堤」が枚方市伊加賀から寝屋川市友呂岐に至る地域に想定できるとすると、「茨田屯倉」は枚方丘陵と淀川に囲まれた地域、つまり枚方市伊加賀から寝屋川市友呂岐にいたる、西・南は淀川本流左岸から分流左岸にかけて、東は枚方丘陵に囲まれた地域に比定するのが妥当であろう。

#### (3)「茨田堤」の範囲

淀川下流左岸の低湿地帯は『行基年譜』『天平十三年記』に見える行基の開発地に当たっており、8世紀の一時的な海退期に、行基は河内低地の開発に乗り出したと考えられる。「天平十三年記」に「高瀬堤樋」・「韓室堤樋」・「茨田堤樋」が見え、太間より淀川本流の下流地域に断続的な堤が築堤され、それぞれに樋門を通していたことが読み取られる。断続的と判断した理由は、上記三堤が同列に併記されていることによる。この三堤のうち、「高瀬堤樋」は、現在の守口市に「高瀬」の地名が残っており、このあたりに作られた堤に通された樋門のことであろう。「韓室堤樋」、「茨田堤樋」は残存地名がなく、詳細な位置は不明であるが、「高瀬」が淀川左岸の一部地域であるとする、「韓室」も「茨田」も同様に考えてよいだろう。つまり「茨田堤」とは「高瀬堤」・「韓室堤」と並んで淀川左岸堤防の一部と見なしうる。ここに見える「茨田堤」とは『記』・『六国史』に見えるものと同じものを指していると考えなければならない。文献によって同じ名称のものが違うものを指すと考えることは不自然だからである。

とすれば、各文献に見える「茨田堤」とは淀川左岸の一部地域に付けられたものと理解しなければならない。『国史大辞典』は「茨田堤」を「淀川右岸の堤をはじめ支流の小河川の堤を含む淀川流域の堤の総称」としているが、この解釈は「天平十三年記」の記事から受け入れられない。「茨田堤」は淀川左岸の一部地域につけられた断続的堤防の一つと見なすべきであり、淀川左岸には三堤がそれぞれに独立して存在していたとしなければならない。

「天平十三年記」は「茨田堤樋」を、「同(茨田)郡茨田里」にあるとし、「茨田里」が後の「茨田郷」であるとすると、「茨田郷」は「茨田堤」があった枚方市伊加賀から寝屋川市友呂岐の間に比定することができる<sup>66)</sup>。一方行基は『行基年譜』によれば、「枚(救)方院」・「薦田尼院」を茨田郡「伊香」に建立している。「伊香」とは『和名抄』に見える「伊香」と同じであろう。現在の枚方市伊加賀に

比定できる。「高瀬堤樋」が茨田郡高瀬里にあり、「高瀬橋院」が近くにあったことを考えると、「茨田堤樋」は「枚(救)方院」・「薦田尼院」のほど近くに設定されたと見ることができ、行基は伊加賀付近を拠点として、茨田郡の開発にあたり、伊加賀から友呂岐に至る淀川左岸堤「茨田堤」に「樋」を通し、用水または排水の便を図ったのであろう。

「茨田堤」の範囲とは、枚方市伊加賀付近から寝屋川市太間までは淀川本流左岸沿いと、太間からは分流の左岸沿いに至る部分に想定できる(図4)。繰り返すが、この地域は地形的に最も早く開発が行われたことが推測され、「茨田屯倉」が無理なくここに想定できる。太間で分流した淀川は、寝屋川市平池付近でさらに寝屋川と古川に分かれるが、この分流地点付近に枚方丘陵からいくつかの山川(現在の寝屋川の源流となる山川も含まれる)が流れ込む。このあたりの沖積層には明らかな断層帯が存在し、皇極『紀』に見える「茨田池」は、地形的にはこの断層帯あたりに存在したと推測される<sup>67)</sup>。「茨田堤」とはこの池のあたり、寝屋川市池田から平池付近までつけられたものであろう。近世地誌の伝える「茨田故堤」もこのあたりを南限としており、「茨田堤」の範囲とは以上のように想定できる。

#### IV. おわりに

以上、「茨田堤」の比定地を、地名、地形分析、古代遺跡の存在状況、堤址発掘調査の結果、『記』・『六国史』・『行基年譜』などから論じてみた。『記』『紀』その他の文献には「茨田」地名を冠する施設がいくつか見られる。本稿で論じた「茨田堤」、「茨田屯倉」、皇極『紀』に見える「茨田池」、「天平十三年記」の「茨田郡」・「茨田里」、『和名抄』の「茨田郡」・「茨田郷」などがあげられる。立郡後の郡衙地もこれに含めて考えられよう。立郡に際して「茨田」は大変広い地域を指すよう

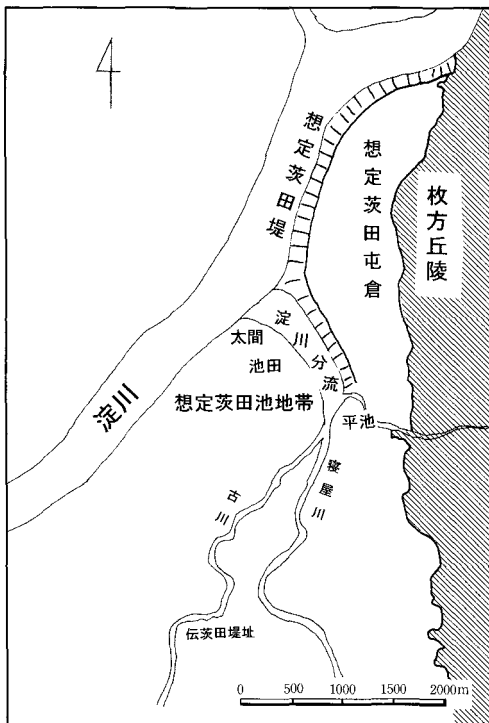


図4 想定「茨田堤」付近図

になったが、本稿の考察によって、「茨田堤」、  
「茨田屯倉」、「茨田郷」、「茨田池」は同地域  
にあることは明らかである。立郡後の「茨田  
郡衙」は、現在、寝屋川市郡こおりに比定する説が  
最も有力<sup>68)</sup>であるが、「茨田屯倉」がこの地  
域に想定できるならば、郡衙は屯倉の管理地  
を継承したこの地と考えることは自然であろ  
う。また寝屋川市郡には「御所山」という小  
字名が残っている<sup>69)</sup>こともその傍証となる。  
これら「茨田地名」の残存情況から推察でき  
るように、「茨田」とは、もとはある特定の  
狭い地域を指す地名であった<sup>70)</sup>。ある特定  
の地域とは伊加賀から友呂岐の範囲、つまり  
「茨田堤」を比定した地域の中に想定できる  
のである。このことは、「茨田」の範囲が元々  
は伊加賀から友呂岐周辺というごく狭い範囲  
を指していたことを示し、立郡に際して、か  
つての屯倉とその管理所が存在し、行政の中  
心地であった地域の地名を、淀川下流の左岸  
地域全体を指す地名としたのであろう。茨田  
郡の成立を表す確実な文献としては、『播磨  
国風土記』に「茨田郡枚方里」が見え、その  
他藤原京出土木簡に一例<sup>71)</sup>、平城京出土木  
簡にも一例「茨田郡」がみえる<sup>72)</sup>。これらか  
ら成立年の正確な確定は困難であるが、およ  
そ7世紀終末から8世紀初頭と推測してよい  
だろう。

本稿でおこなった古代淀川左岸の地形分析  
は、この地域の研究を進めるにあたって必要  
な作業の一環であった。ここで扱った内容は  
「茨田堤」の比定地の考察という些末なもの  
ではあるが、古代淀川左岸の地形（特に河内  
湖の範囲）や河川の流れをどうとらえるかな  
どについては今後研究を進めるにおいて是非  
とも必要な作業であった。淀川流域史研究を  
進めるに当たって、ここでの作業を今後の研  
究の端緒としたい。

(大阪府立西寝屋川高等学校)

## 〔注〕

- 1) 並川永「河内志」(正宗敦夫編『五畿内志』下  
巻, 日本古典全集刊行会, 1930), 418頁。
- 2) 秋里離島『河内名所図会』(堀口康生校訂,  
『河内名所図会』, 柳原書店, 1975), 461頁。
- 3) 吉田東伍『大日本地名辞書 上方』「堤根神  
社」, 及び「茨田堤」の項。富山房, 1900。
- 4) 東光治編『河内九個荘村郷土誌』, 九個荘村  
役場, 1937, 27頁。
- 5) ①寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』  
(旧版), 寝屋川市役所, 1956, 770頁。  
②寝屋川市役所編『寝屋川市誌』(新版), 寝  
屋川市役所, 1966, 581頁。  
②は水本村合併に伴って、①から史料の一  
部を削り、水本村の地誌を入れたもので、  
内容は基本的には変わらない。しかし編者  
に若干の異動があり、66年の市誌独自の見  
解もいくつか目につく。本稿では特に断ら  
ない限り、②を参照している。
- 6) 角林文雄「難波堀江・茨田堤・恩智川」(横  
田健一編『日本書紀研究第10冊』, 塙書房,  
1977), 15頁～18頁。
- 7) 表口喜嗣「茨田堤に関する2・3の問題」(『横  
田健一先生古稀記念文化史論叢』上, 創元  
社, 1987), 653頁～668頁。
- 8) 直木孝次郎, 森杉夫編『日本歴史地名大系  
大阪府の地名Ⅱ』, 「茨田堤」の項, 平凡社,  
1986, 865頁～866頁。
- 9) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典13』,  
「茨田堤」の項, 吉川弘文館, 1992。
- 10) 市原実・梶山彦太郎『大阪平野のおいたち』,  
青木書店, 1985。
- 11) 拙稿「吹田砂堆と三國川」, 古代史の海31号,  
2003, 2～11頁。ここでは淀川下流右岸の  
地形形成について、地形形成過程と記録と  
の両面から両氏の説の修正点を指摘した。  
両氏の示した大阪平野の形成過程はおおむ  
ねは首肯されるべきであるが、細かい点に  
ついては、尚論すべき点が多い。
- 12) 服部昌之「大阪平野低地古代景観の基礎的  
研究」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編  
『歴史地理研究と都市研究(上)』, 大明堂,  
1979), 48頁。
- 13) 高木勇夫『条里地域の自然環境』, 古今書院,  
1985, 104頁～123頁。

- 14) 日下雅義「大地の変貌と古代人の営為」(森浩一編『日本の古代5 前方後円墳の世紀』, 中央公論社, 1986, 口絵及び89頁。同じ図は日下雅義『古代景観の復原』, 中央公論社, 1991, 口絵及び195頁にも掲載されている。
- 15) 国土地理院, 1:25,000土地条件図『大阪東北部』, 1983。
- 16) 大矢雅彦「寝屋川流域水害構造解析図」『アトラス水害地形分類図』, 早稲田大学出版部, 1993, 31頁～32頁。
- 17) 国土地理院, 1:50,000地盤高図「大阪」, 1990。
- 18) 『古事記』のテキストは, 日本古典文学大系『古事記祝詞』, 岩波書店, 1958, を用いた。
- 19) 『日本書紀』のテキストは, 日本古典文学大系『日本書紀』上下, 岩波書店, 1965～1967, を用いた。
- 20) 『続日本紀』のテキストには黒板勝美・国史大系編修会編, 新訂増補国史大系『続日本紀』, 吉川弘文館, 1984, を用いた。
- ①『続日本紀』卷十八天平勝宝二年(750)五月辛亥《廿四》「辛亥。震中山寺。塔并歩廊盡燒。京中驟雨。水潦汎溢。又伎人。茨田等堤往往決壊。」
- ②『続日本紀』卷卅宝龜元年(770)七月壬午《廿二》「壬午。修志紀。澁川。茨田等堤。單功三万餘人。」
- ③『続日本紀』卷卅二宝龜三年(771)八月「是月。自朔日雨。加以大風。河内國茨田堤六處。澁川堤十一處。志紀郡五處並決。」
- ④『続日本紀』卷卅八延暦三年(784)閏九月戊申《巳亥朔十》「閏九月戊申。河内國茨田郡堤。決一十五處。單功六萬四千餘人。給粮築之。」
- 21) 『続日本後紀』のテキストには黒板勝美・国史大系編修会編, 新訂増補国史大系『続日本後紀』, 吉川弘文館, 1983, を用いた。
- ①『続日本後紀』嘉祥元年(848・承和十五年)八月辛卯《五》「辛卯。洪水浩々。人畜流損。河陽橋斷絶。僅殘六間。宇治橋傾損。茨田堤往々隕絶。故老僉曰。倍于大同元年水。可四五尺。」
- ②『続日本後紀』嘉祥元年(848・承和十五年)九月乙亥《十九》「(中略)是日。遣左中弁從四位上藤原朝臣嗣宗。治部少輔從五位下藤原朝臣直世。外從五位下山代宿祢氏益。六位判官四人。主典四人等。令築茨田堤。」
- 22) この伝承は, いろいろ, 誰が唱えだしたものかは不明である。近世地誌はこの伝承を記さない。この堤址が堤の上には堤根神社があり, 神社の裏手には直木孝次郎揮毫の碑が建っている。1973年には一部が大阪府指定史跡になっており, その後もこの土塁全体を指定史跡とするための運動も起こっている。この伝承を記す論文, 文献のいくつかを下に列挙しておく。
- ①田村利久, 後藤賢一郎, 瀬川芳則, 寺前治一, 浜春雄, 白岩勉「茨田堤について(座談会)」, 地域文化誌まんだ第15号, 1982。
- ②瀬川芳則, 中尾芳治『日本の古代遺跡11 大阪中部』, 保育社, 1983, 129頁。
- ③直木孝次郎「茨田一茨田郡と茨田堤を中心に」大阪春秋第89号, 1997, 12～16頁。
- 23) 1947年の米軍の撮影の空中写真(約1:14,000)により, いくつかの旧河道の存在は確認した。また服部昌之〔前掲9〕48頁)の中で, この地域の旧河道の復原図を示している。空中写真との照合によりその復原図は是認できるが, それら旧河道の時代を特定することはできず, 古代における旧河道が確定したわけではない。
- 24) 以上梶遺跡・西三荘八雲東遺跡については門真市教育委員会・守口市教育委員会『西三荘・八雲東遺跡発掘調査概要』, 1993による。
- 25) 門真市教育委員会『門真市橋波口遺跡発掘調査概要』, 1992。
- 26) 瀬川芳則「守口市大庭北遺跡(一)」, 地域文化誌まんだ第35号, 1988, 8～11頁。
- 27) 門真市教育委員会『門真市埋蔵文化財発掘調査報告書 第7集普賢寺古墳』, 2000。
- 28) 前掲22) ②, 127頁。
- 29) 桑原公德「条里以降の面積を中心にしてみた古代の開発」, 日本歴史地理学研究会編『歴史地理学紀要5』, 古今書院, 1963, 79～103頁。
- 30) 前掲12), 51頁。

- 31) 前掲4), 299頁～300頁。
- 32) 寝屋川市史編纂課編『寝屋川市小字地図』, 寝屋川市史編纂課, 1992。
- 33) 前掲5) ①②, 及び寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史』第4巻, 寝屋川市, 2000。
- 34) 『行基年譜』のテキストには井上薫編『行基事典』国書刊行会, 1997, を用いた。
- 35) 足利健亮『考証 古代日本の空間』, 大明堂, 1995, 142頁, 1989初出。
- 36) 井関弘太郎「古代の歴史地理的基盤」(竹内理三編『古代の日本2』, 角川書店, 1971), 7～22頁。
- 37) 拙稿「神田の囲い堤防と尼ヶ淵」, 地域文化誌まんだ第64・65号, 1998。
- 38) 寺前治一『寝屋川史話100題』, 寝屋川市教育委員会社会教育課内寝屋川市文化財愛護の会, 1975, 193～194頁。
- 39) 寝屋川市教育委員会『神田東後遺跡 寝屋川市立西南地区公民館建設に伴う発掘調査概要報告書』, 1989。
- 40) 寝屋川市教育委員会『中神田遺跡 大阪府営寝屋川御幸西第2期住宅建て替え工事に伴う埋蔵文化財調査概要報告』, 1998。
- 41) 門真市教育委員会『宮野遺跡発掘調査概要』, 1982。
- 42) 『大日本地名辞書』は茨田郷をこの堤の近辺の四宮付近に求めるが, その根拠は「伝茨田堤址」が近くにあるからとする。地形的にみても門真市四宮付近は標高2～3メートルの間に存し, 古代の郷が想定されるほどの生活空間であったかどうかは疑問がある。いずれにせよ, この「堤址」を根拠に, 「茨田郷」の比定を行うことは無理であろう。本稿では「茨田」という地名の発生は枚方市伊加賀から友呂岐付近と考えられるとし, 「茨田堤」も同地域に比定しており, 『地名辞書』説に与することはできない。
- 43) 前掲8)「八箇所」の項, 886頁。
- 44) 前掲13) 120～121頁。
- 45) 田中卓『住吉大社神代記の研究』, 田中卓著作集7, 国書刊行会, 1985(初版1951, 住吉大社神代記刊行会)。
- 46) 天坊幸彦『上代浪華の歴史地理学的研究』, 大八州出版, 1947, 7頁。
- 47) ①前掲1) 418頁。
- ②暁晴翁著, 松川半山画『淀川兩岸一覽』, 1863。『淀川兩岸一覽 宇治川兩岸一覽』, 柳原書店, 57頁, 1978。
- ③前掲5) ②, 472・580頁。
- ただし, これらに確たる証拠があるわけではなく, 絶間=太間の発音の類似からの憶測の感が強い。しかし, 空中写真はここに有力な分流旧河道の存在を示しており, 地形的には『記』『紀』の記述と一致し, 「杉子の絶間」=寝屋川市太間説は首肯できる。
- 48) 前掲12), 51頁。
- 49) 前掲20), 21) 参照。
- 50) 前掲5) ②, 770頁。
- 51) 前掲6) 17頁。
- 52) 前掲7) 657～661頁。
- 53) 前掲8) 茨田堤の項, 865～866頁。
- 54) 『角川日本地名大辞典 大阪府』, 茨田郷の項, 角川書店, 1123～1124頁, 1983年。
- 55) 並川永「撰津志」, 前掲1) 所収, 528頁。
- 56) 地形から見ると, このあたりは標高1～2メートルしかなく, 堤に守られた耕作地が広がっていたとは到底考えられない。近くに森小路遺跡があり, セタシジミ等の貝類が出土していることから, このあたりが淡水湖岸, すなわち河内湖岸であったことがわかる。森小路遺跡は, 河内湖北岸の自然堤防帯に存在した遺跡であろう。森小路遺跡の存在をもって「茨田堤」が旭区までつながっていたことを示す考古資料とはなしえない。条里については, 大越勝秋によれば(『大阪府下《撰河泉》の条里坪名帳』, 大越勝秋, 1960), 寝屋川市仁和寺に一例, 条里坪遺存地名を見いだしているが, 空中写真からは地割の痕跡は確認できなかった。もし条里地名痕跡が複数あるならば, 現在条里が全く観察されない地域にも条里地割が施工されたと見られるが, 一例のみでは, この推測を押し進める材料としては不足している。また条里地割痕跡があれば, 堤によって地割が守られたという推測は可能であるが, この推測も不可能である。長期的な堤が築かれ, そこの存在する農地を守ってきた地域とは考えられず, 伊加賀から旭区に至る長大な堤は帰納的に想定しえないと思われる。

- 57) 前掲1), 418頁。前掲2), 461頁。
- 58) 前掲4), 661頁。
- 59) 前掲22) ③, 12頁～16頁。
- 60) 寝屋川市教育委員会浜田延充氏のご教示によると、この条里は古く見積もっても9世紀をさかのぼることはなく、屯倉とは直接に結びつかない。
- 61) 大越勝秋編、『河内国条里制関係史料集』、大越勝秋、1953、には、この地区の条里についての史料はあげられていない。条里地名を記す中世文書等は現存しないと考えられる。
- 62) ①大越勝秋「河内国における条里遺制補遺(1)」、社会科研究第九号、1966。  
②同「河内国における郡別の坪付」、社会科研究第一三三号、1970。  
以上、二論文については小島博子(地域文化誌まんだ75号、2002)の引用による。
- 63) 前掲5) ②, 586頁。
- 64) ①小島博子「寝屋川市域の条里制—茨田郡条里と讃良郡条里の境界—」、地域文化誌まんだ65号、1998、10頁～13頁。  
②同、「茨田郡条里の復原」、地域文化誌まんだ75号、2002、40頁～44頁。
- 65) 天坊は秦の条里の坪名から讃良郡の条里を東南の隅から千鳥式に数える方式であると考えたが、茨田郡に関しては言及していない。『寝屋川市誌』〔前掲5) ②, 585～593頁〕は東北の隅から千鳥式に数える「茨田郡式」を提唱した。大越は当初讃良郡と同じ東南隅から北へ千鳥式に数えるとしたが、西北隅から南へ千鳥式に数える方式に変更し、さらに東北隅から南へ千鳥式の数え方に自説を変えている〔前掲62) ②〕。小島博子も『寝屋川市誌』及び大越の東北隅から数える方式を採用している〔小島、前掲64) ①〕。しかしこれらの説では、寝屋川市郡地区に残る一の坪・六の坪・七の坪・八の坪という小字の説明がつかず(郡地区に残る坪名は、西北の隅から千鳥式に数えることを示唆している)、この点からすると茨田郡の条里はこの西北隅から南に数えるとは見なければならない。この方式が正しいことは、郡地区の残存坪地名に加えて、伊加賀・中振地区の「十坪」という小字から実証が可能であると考えている。この場所は西北隅から南に千鳥式に数えて「二十五の坪」の場所にあたり、九九で「十の坪」(「にごの坪」が「じゅうの坪」と呼び名を変えたと考えられる)となる。しかし、小島はこの「十坪」を、筆者が枚方市役所所蔵の字切り図、及び枚方法務局所蔵の旧土地台帳から確認した「十坪」とかなり離れた場所に見いだしており、これは疑問といわざるを得ない。本稿では条里復原が目的ではないため、これについては別の機会に考察したい。
- 66) 「茨田郷」は『日本地理志料』・『地名辞書』・『寝屋川市誌』などが比定を行っているが、しかしどの説も『行基年譜』の「茨田堤樋」が「茨田里」にあるという記事については触れていない。『行基年譜』のこの記述から、「茨田堤」と「茨田里」＝「茨田郷」はセットであるとしなければならない。各説の難点については、別稿(「古代茨田の範囲について」、地方史研究314号または315号掲載予定)にて詳論した。
- 67) 拙稿「古代茨田の範囲について」、地方史研究314号または315号掲載予定。
- 68) 郵岡良弼『日本地理志料』、1903、(濱田敦開題『古代地名辞書』、臨川書店、1966、61頁)と角林文雄〔前掲6)〕、17頁〕は茨田郡衙を寝屋川市郡とし、足利健亮(「律令時代における郡家の歴史地理学的研究」、『歴史地理学紀要5』、日本歴史地理学研究会、105～112頁、1963)も全国の「郡」地名が郡衙地であった可能性が高いことを指摘している。筆者も前掲67)において、寝屋川市郡が茨田郡衙地であることを考察した。
- 69) 前掲32)。
- 70) 前掲67)。
- 71) 奈良文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報11』、奈良文化財研究所、1993。本稿では奈良文化財研究所が公開している木簡データベースによった。
- 72) 奈良文化財研究所『平城宮木簡5』奈良文化財研究所、1996。71)と同様、奈良文化財研究所の木簡データベースによる。

## On the Location of “Manda no Tsutsumi” Embankment

KADONO Koh-ichi

This paper attempts to locate the ancient embankment called “Manda no tsutsumi” on the basis of historical records, place names, landform analyses, historic relics, and excavations. Although an embankment in Miyanocho of the city of Kadoma has been considered “Den Manda no tsutsumi,” my study suggests that it was not the ancient embankment.

The area extending from Ikaga of the city of Hirakata to Tomorogi of the city of Neyagawa, once constituting the northern end of the ancient lake of Kawachi, first appeared above the surface of the water due to the earth and sand carried by the Yodogawa River. According to *Kojiki* and *Nihon shoki*, the digging of “Naniwa no horie” facilitated the flow of water in the upper Yodogawa River where “Manda no tsutsumi” was constructed to protect the territory called “Manda no miyake.” This suggests that the possible location of “Manda no tsutsumi” and “Manda no miyake” should be in the area where reclamation proceeded early in the history of the Kawachi Plain. Regional geographic publications of modern times consider the ancient embankment once existed in the area called “Manda-kotei” as the remains of “Manda no tsutsumi” which was described in *Kojiki* and *Nihon-shoki*. Considering landform and development processes, I understand that “Manda-kotei” was the ancient embankment of “Manda no tsutsumi.”

The fact that the area had good remains of *jori*-grid land adjustment was due to the effectiveness of “Manda no tsutsumi” embankment. Since there is no record of embanking from “Manda no tsutsumi” to “Bunroku-dutsumi,” it may be suggested that “Manda-kotei” was the relics of “Manda no tsutsumi” embankment as it lost its function.

According to *Tempyo Juusannenki* a facility called “Manda no tsutsumi-hi” appears to have been located in Manda-no-sato of Manda-gun, while banks such as “Takase no tsutsumi-hi” and “Karamuro no tsutsumi-hi” are also noted. This record shows that “Manda no tsutsumi” was not a wider regional term but represented the specific embankment on the west bank of the Yodogawa River.

“Manda-ike” as appeared in *Nihon Shoki* may be a pond formed along the fault line in Hiraike of the city of Neyagawa and filled with the water of the Yodogawa-bunryuu River and Neyagawa River. According to *Nihon Shoki* “Manda-ike” was connected by a canal to “Manda no miyake,” suggesting that the pond was adjacent to “Manda no miyake.” “Manda-ike,” “Manda no miyake,” and “Manda no tsutsumi” built to protect the former two, were all located in the same area, and so were other place names with “Manda.” The location of embankment is assumed on the left bank of the Yodogawa River from Ikaga of the city of Hirakata to Tomorogi of the city of Neyagawa as well as on the left bank of the Yodogawa-bunryuu River from Taima. The location corresponds to “Manda-kotei” depicted in regional geographic publications of modern times.

**Key words:** Manda no tsutsumi, Manda no miyake, Manda-kotei, Manda no tsutsumihi, Manda-ike